電力供給に係る仕様書

建 物 名　　京都市立芸術大学

所 在 地　　京都市西京区大枝沓掛町１３番地の６

契約期間　　令和３年４月１日０時から令和４年３月３１日２４時まで

公立大学法人京都市立芸術大学

第１　総則

１　趣旨

本仕様書は，公立大学法人京都市立芸術大学（以下，「法人」という。）が運営する京都市立芸術大学に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

２　用語の定義

この仕様書において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号による。

（１）需要施設とは，当該契約における電力供給場所である京都市立芸術大学をいう。

（２）供給者とは，当該契約における需要施設へ電力の供給を行う者をいい，法人と電力供給契約を締結する，電気事業法第２条第１項第３号に定義される小売電気事業者をいう。

（３）託送者とは，供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための，供給者と需要施設の間の電線路（送電線，配電線，変電所など）を維持し，及び運用する電気事業法第２条第１項第９号に定義される一般送配電事業者のうちで，当該施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。

（４）電気主任技術者とは，電気事業法第４３条に基づき選任された主任技術者をいい，当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。

（５）監督員とは，法人が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。

（６）検査員とは，法人が定める京都市立芸術大学に所属する職員をいう。

第２　仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし，文頭に□や■のある項目については■のものを適用し，□のものは適用しないものとする。

１　需要施設概要

（１）対象建物　　京都市立芸術大学

（２）需要場所　　京都市西京区大枝沓掛町１３番地の６

（３）業種及び用途　　学校施設（大学）

（４）電気主任技術者　　建築設備保全業者

（５）開校日時

原則として，土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日，１月２日，１月３日並びに１２月２９日から１２月３１日まで（以下，「閉校日」という。）を除く日の８時３０分から１７時１５分までとする。

２　供給電力の仕様

（１）電気方式，標準電圧，標準周波数，受電方式等

ア　電気方式　　交流３相３線式

イ　標準電圧　　６，０００Ｖ

ウ　計量電圧　　６，０００Ｖ

エ　標準周波数　　６０Ｈｚ

オ　受電方式　　１回線受電

カ　蓄熱設備

（ア）蓄熱設備容量　　０ｋＶＡ（なし）

（イ）蓄熱専用計量装置の計量電圧　　―　Ｖ（なし）

キ　発電設備

（ア）非常用発電設備　　０ｋＶＡ（なし）

（イ）常用発電設備　　０ｋＶＡ（なし）

ク　アンシラリーサービス料金対象容量　　０ｋＷ（なし）

（２）契約電力，予定使用電力量

ア　契約電力（契約上使用できる最大電力をいい，３０分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。）

（ア）契約電力（常時電力）　　８４０ｋＷ

（イ）契約電力（予備電力）　　０ｋＷ（なし）

□　常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため，常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で，予備電線路により受電する。

□　常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため，常時供給変電所以外の変電所から受電する場合又は常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で，予備電線路により受電する。

イ　予定使用電力量　　１，７６３，５８３ｋＷｈ

（令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの使用量見込み）

ただし，実際に契約期間中に使用される電力量は，この値を上回り，又は下回ることができるものとする。

また，その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

（ア）各月の電力使用実績（前年度１年間）　　別紙のとおり

（イ）自家発電設備停止時の補給電力使用実績　　（なし）

（３）契約期間　　令和３年４月１日０時から令和４年３月３１日２４時まで

（４）需給地点

■　需要場所構内に法人所有引込高圧開閉器電源側接続点（引込）

□　需要場所周辺の託送者高圧区分開閉器負荷側接続点（出迎え）

□　需要場所における法人受電室内の託送者による地中引込線立上り接続点(地中化)

（５）電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

（６）保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし，取引用計量装置は供給者の責任とする。

（７）検針日及び計量

検針日は原則として毎月１日とし，その時点で前月１箇月分の使用量等を一括して検針するものとする。また，１日に検針を行うことができない場合は，翌日以降に行う。

計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

（８）代金の算定期間

代金の算定期間は，毎月１日から当該月の末日までの期間とする。

（９）料金制度

ア　料金制度は，基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ　供給者は契約期間において，その月の平均力率により料金の割引及び割増を行うことができるものとする。

ウ　供給者は契約期間において，原油価格の変動により発電費用が変更となった場合は，その変動額に応じた料金の割引及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

(10) 平均力率

ア　平均力率の算定は，その月の午前８時から午後１０時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし，小数点以下第１位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は１００％とする。）

イ　平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} \ / \ \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$$

ウ　契約期間における当該施設の予定平均力率は，１００％とする。

３　一般事項

（１）注記事項

ア　供給者は，仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては，監督員と協議する。

イ　供給者は，仕様書によることが困難又は不都合な場合は，監督員と協議する。

ウ　供給者は，当該契約内容を変更しようとする場合は，監督員と協議のうえ，その承諾を得る。

エ　供給者は，別契約の関係業務について監督員の指示により，当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。

オ　供給者は，当該契約に関する業務に伴い，廃材，塵，配線屑等が発生した場合は，そのすべてを構外に搬出し，関係法令などに従い適切に処理する。

（２）連絡体制

供給者は，当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後，監督員に提出すること。

ア　緊急時の連絡体制及び作業体制表

イ　当該契約担当者名，組織図及び連絡先

ウ　協議窓口の所在地

（３）報告

供給者は，計量装置の検針結果をその都度，監督員に報告する。また，当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し，その指示を受けて調整を行う。なお，報告は監督員の承諾を受けた場合を除き，原則として書面にて行う。

（４）検査

ア　供給者は，当該契約の内容が完了したときは，検査員の検査を受けなければならない。

イ　前項の規定により難い場合は，検査員の指示により，中間検査とすることが出来る。

（５）資料の提供

ア　供給者は，電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は，速やかに応じなければならない。

なお，資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ　供給者は，契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力，最大需要電力，

使用電力量等を書面で監督員に提出すること。

なお，様式及び提出方法については監督員の指示による。

4　その他

（1）契約電力の変更

契約期間における使用電力量の変動に伴う契約電力の変更は，その値，契約条件を含め監督員，電気主任技術者及び供給者による協議で決定するものとする。

（2）設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については，監督員，電気主任技術者，供給者及び託送者の４者によることとし，その決定については４者の合意によるものとする。

（3）負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については，原則として託送者の託送供給等約款に準ずるものとする。

また，需要施設の工事，保守点検作業，不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの託送者の作業に係る費用は，すべて供給者の負担とする。

（4）取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置(計器用変成器,積算電力量計,遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む）の設置，取り替え，移設，並びに撤去の必要が生じた場合には，その作業及び費用負担は法人の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし，その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし，設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。

また，遠隔検針の通信に係る一切の費用についても，すべて供給者の負担とする。

（5）送電の停止

供給者は，託送者の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要が生じた場合には,事前に監督員,電気主任技術者と十分な協議を行い,監督員の承諾を得るものとする。

また，託送者設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には，供給者は速やかに監督員，電気主任技術者へその原因，状況，復旧予定などの関連情報を連絡すること。

（6）緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には，監督員，電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ，現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。

また，災害等による送電停止時には，前述の体制で監督員，電気主任技術者，託送者と協議のうえ，復旧作業に協力を行うこと。

（７）協議窓口

当該契約期間中における法人と供給者との契約条件，契約内容変更，需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は，原則として京都市内とする。

ただし，監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

５　特記事項等

（１）使用電力量の増減予定

当該契約期間内において，当初予定している使用電力量が大幅に増減する予定はない。

（２）計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において，大幅な既存電気設備の変更工事，電力引込の変更を伴う工事，大規模な仮設電源の供給の計画はない。

ただし，大規模な災害，緊急性を伴う公共事業，その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

（３）施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため，毎年１回，閉校日の９時頃から１７時頃までの間，庁内全体停電を行う予定である。（託送者区分開閉器の開閉を伴う作業）

別紙 －1：令和元年度 1年間の実績図

年	月	最大 電力 [kW]	使用 電力量 [kWh]
31	4	421	107,476
R1	5	479	124,505
R1	6	609	160,311
R1	7	741	196,395
R1	8	632	143,423
R1	9	501	138,776
R1	10	583	150,525
R1	11	571	150,443
R1	12	605	155,326
R2	1	689	182,083
R2	2	469	138,592
R2	3	367	115,728
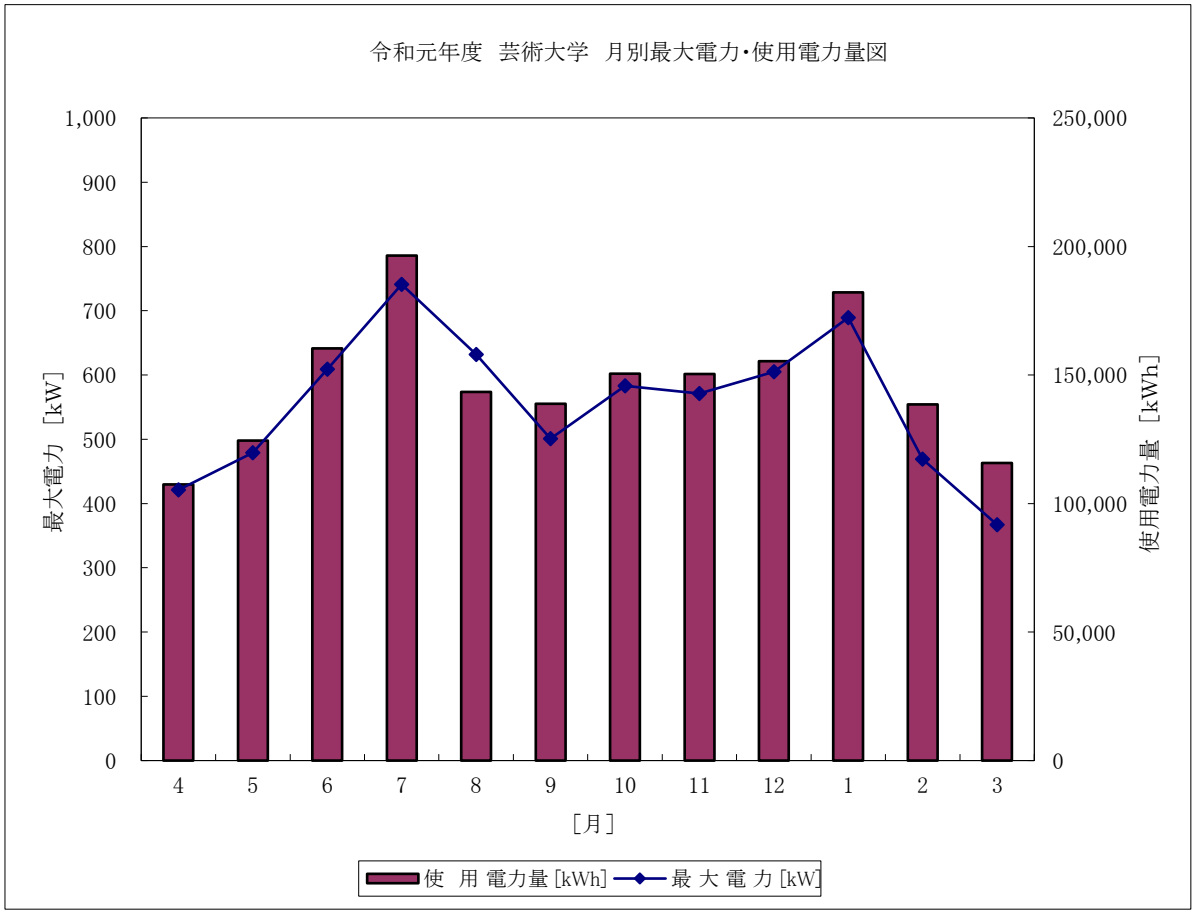
年最大 **電　力** [kW]	年使用 **電力量** [kWh]
741	1,763,583